

知っておきたい 最低賃金 ～あなたの職場は大丈夫？～

最低賃金制度

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使が合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなします。

新潟県の最低賃金	最低賃金額		効力発生日
	日額	時間額	
	5,124円	641円	平成13年9月30日

新潟県の産業別最低賃金	最低賃金額		効力発生日
	日額	時間額	
電気機械器具製造業	5,897円	738円	平成14年1月27日
各種商品小売業	5,620円	703円	平成14年1月27日
自動車(新車)・自動車部品・付属品小売業	5,870円	735円	平成13年12月21日

※お問い合わせ：新潟労働局（電話025-234-5924）または最寄りの労働基準監督署まで

育児・介護休業法が改正されました

男女労働者が仕事と家庭を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは重要な課題です。

特に、急速に進むなかで、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することは、社会経済の活力を維持していく上でも重要かつ緊急の課題となっています。

そこで、仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、育児・介護休業法の改正法が平成13年11月9日成立、平成13年11月16日公布されました。

改正法のポイントは次の通りです。

改正法の内容・規定例等についてのお問い合わせは新潟労働局雇用均等室（TEL 025-234-5928）まで

- 育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止
……………現行は解雇のみ禁止
- 育児または家族介護を行う労働者の時間外労働の制限（1月24時間、1年150時間が上限）
……………新設
- 勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢を3歳未満まで引き上げ
……………現行は対象となる子の年齢は1歳未満
- 子の看護のための休暇制度の導入（努力義務）
……………新設
- 転勤をさせる場合、労働者の育児または家族介護の状況への配慮
……………新設
- 職業家庭両立推進者の選任（努力義務）
……………新設

雇用・労働に関する相談は「労働110番へ」!

新潟労政事務所では、労働全般のことについて県民の皆様からの相談に応じておりますが、雇用環境は依然として厳しく、緊急かつ深刻な相談は大幅に増加しています。

このような状況に適切に対応するため、本年2月を「労働相談強化月間」と位置づけ、県民の皆様への雇用・労働に関する相談を集中的に展開します。

相談は無料で秘密は厳守されますので、賃金、労働時間、解雇・退職などの労働問題についてお悩みの方は安心してご相談ください。

雇用・労働に関する相談は
ろうどう110番
電話 025-232-6110へ

相談内容：賃金、労働時間、解雇・退職などの労働問題、就業規則例、県内賃金水準などの資料提供

相談時間：月曜日～金曜日（休日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

◎ 相談は無料で秘密は厳守されます。
◎ 弁護士相談（労働に関する法律問題）・カウンセラー相談（職場内での人間関係の悩みなど）も可能です。（予約が必要です。）

もしものときのために…少ない掛金で大きな補償を受けられる 交通災害共済に加入しましょう

会費は年間
一人 500円

交通災害共済とは、会員が交通災害によりケガをしたり死亡した時、その被災者や家族に見舞金を送り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため、県内111市町村で共同運営している相互扶助制度です。

加入要件

- 県内市町村の区域内に居住している方。
 - 県内に居住している家族と生計を一にしている家族で県外に単身赴任している方や親元を離れて生活している学生
- ※ 但し、家族であっても県外に就職し、独立して生計を維持している方は除きます。

加入方法

加入申込書に会費（1人500円）を添えて、以下の方法で申し込みできます。

- 各町内の嘱託員による取りまとめ。
- 郵便局以外の金融機関（銀行・農協）での申し込み。
- 役場総務課庶務係での申し込み。

◎ **共済期間**は、平成14年4月1日から平成15年3月31日まで。

（※ 途中加入の場合は、加入した月の翌日から3月31日までです。）

◎ **お申し込み期間**は、平成14年2月1日から平成14年3月31日まで。

（※ 3月30日及び31日は週休日のため、金融機関及び役場での取扱いはしておりませんのでご注意ください。）

見舞金請求に際しての注意事項

◎ 見舞金の請求には医師、柔道整復師等の**実治療日数が7日以上**必要です。（6日以下のものは請求できません）

◎ **請求期間は交通災害を受けた日から起算して1年以内**です。（治療継続中であっても1年を超えると請求できません。）

◎ どんなに小さい交通災害でも警察へ届けて**交通事故証明書**を受けるようにして下さい。（交通事故証明書がないと見舞金が減額されることがあります。）

◎ 見舞金支払対象となる交通災害

- 自動車、自転車等に伴う交通災害。
（道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。）
- 電車、ケーブルカー等に伴う交通災害。
（鉄道線路で交通に起因した事故で人の死傷が伴うもの。）
- 身体障害者用いす（手動式、電動式、電動三輪車等）に伴う交通災害。
（道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。）

× 見舞金支払対象にならない交通災害

- 会員の故意または重大な過失による場合。
- 会員の無免許、無資格運転または酒気帯び運転の場合。
（これらの事情知りながら同乗の場合も含む。）
- 地震、洪水等の天災による事故。
- 単に歩行中にケガをした場合。
（車両等の交通に起因しない人身事故。）

● 共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,200,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,200,000円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	700,000円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上	200,000円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上	170,000円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上	140,000円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上	120,000円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上	100,000円
9	入院通院の実治療日数27日以上	70,000円
10	入院通院の実治療日数13日以上	50,000円
11	入院通院の実治療日数7日以上	30,000円

一日約1円の
安い会費で
みんなが安心

家族そろって
加入しましょう。



交通災害は誰もが遭いたいとは思っていません。しかし、いつ、どこで遭うか分かりません。ぜひこの機会に加入して万一の交通災害に備えましょう。
また、何か不明な点がありましたら役場総務課庶務係（内線250）までご一報ください。